

2026年度 弁理士 論文式試験 解答速報会

答 案 構 成

商 標

答案構成

問題Ⅰ 設問 1 について

1. 防護標章登録制度の趣旨

- ・ 禁止権の効力を非類似の商品又は役務に拡大し、著名商標に係る商標権者の業務上の信用の保護を図る
- ・ 出所混同の生じる範囲の明確化により商標権の侵害の未然防止、品質保護について需要者の期待利益保護

問題Ⅰ 設問 2 について

1. 権利の発生及び登録要件

- ・ 商標登録は、3 条・4 条の登録要件
- ・ 防護標章登録は、64 条 1 項・2 項の要件

2. 権利の効力

- ・ 商標権は、同一範囲で独占権（25 条）、類似範囲は第三者の使用を排除する効力を有する（37 条 1 号）。一方、防護標章登録に基づく権利は、禁止的効力のみ（67 条 1 号）
- ・ 商標権については、ライセンス可（30 条 1 項、31 条 1 項）。防護標章登録については不可

3. 権利の移転等

- ・ 商標権は自由譲渡可（24 条の 2）、防護標章登録については不可・付随移転（66 条 2 項）
- ・ 商標権は質権設定可（34 条）、防護標章登録については不可（34 条不準用）

4. 権利の更新

- ・ 商標権は更新登録申請（19 条、20 条）、防護は更新登録出願を行う点において異なる（65 条の 2 第 2 項）

5. 権利の消滅

- ・ 商標権は、取消決定・取消審決の確定により消滅するが（43 条の 3 第 3 項、54 条）、防護標章登録に基づく権利には異議申立や不使用・不正使用に係る取消審判制度が存在しない
- ・ 防護標章登録に基づく権利は、商標権を分割（66 条 1 項）、消滅したときに消滅する（同条 3 項）

問題Ⅱ 設問 1 について

- ・ 登録商標ロを請求登録前 3 年以内に指定商品「クッキー」に使用（50 条 1 項・2 項）
- ・ 書状の受領後、請求前 3 月から登録日までに使用開始（同条 3 項本文）
- ・ 2025 年 4 月頃から準備 → 正当理由あり（同条 3 項但書）
- ・ 結論：審判請求は認められない

問題Ⅱ 設問 2(1)について

1. 否認 → 認められない（37 条 1 号）

2. 不使用に係る権利濫用の抗弁 → 認められない
3. 無効の抗弁（特 104 条の 3 第 1 項準用、4 条 1 項 10 号）
 - ・ 神奈川県全域でのみ周知 → 周知性なし
 - ・ 結論：認められない
4. 先使用の抗弁（32 条 1 項）
 - ・ 出願前から日本国内で不正競争の目的なく使用
 - ・ 神奈川県全域で周知が需要者の間で広く認識されているといえるか
 - ・ 4 条 1 項 10 号と同一に解釈する必要はなく、緩やかに解すべき
 - ・ 結論：周知性は認められ、先使用の抗弁が認められる

問題Ⅱ 設問 2(2)について

1. 相違点の検討 → 以下の主張以外は設問 2(1)と同様
2. 無効の抗弁（特 104 条の 3 第 1 項準用、4 条 1 項 10 号）
 - ・ 周知性は認められるが、除斥期間経過＋不正競争の目的なし（47 条 1 項）
 - ・ 結論：認められない
3. 無効理由に基づく権利濫用の抗弁（民 1 条 3 項）
 - ・ 除斥期間経過後でも、出願時に需要者の間で周知な者に対する差止は認められない
→ 出願前から日本国内の広範囲にわたって周知
 - ・ 結論：主張は認められる